

「子ども・子育て支援事業計画」の骨子(案)

未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



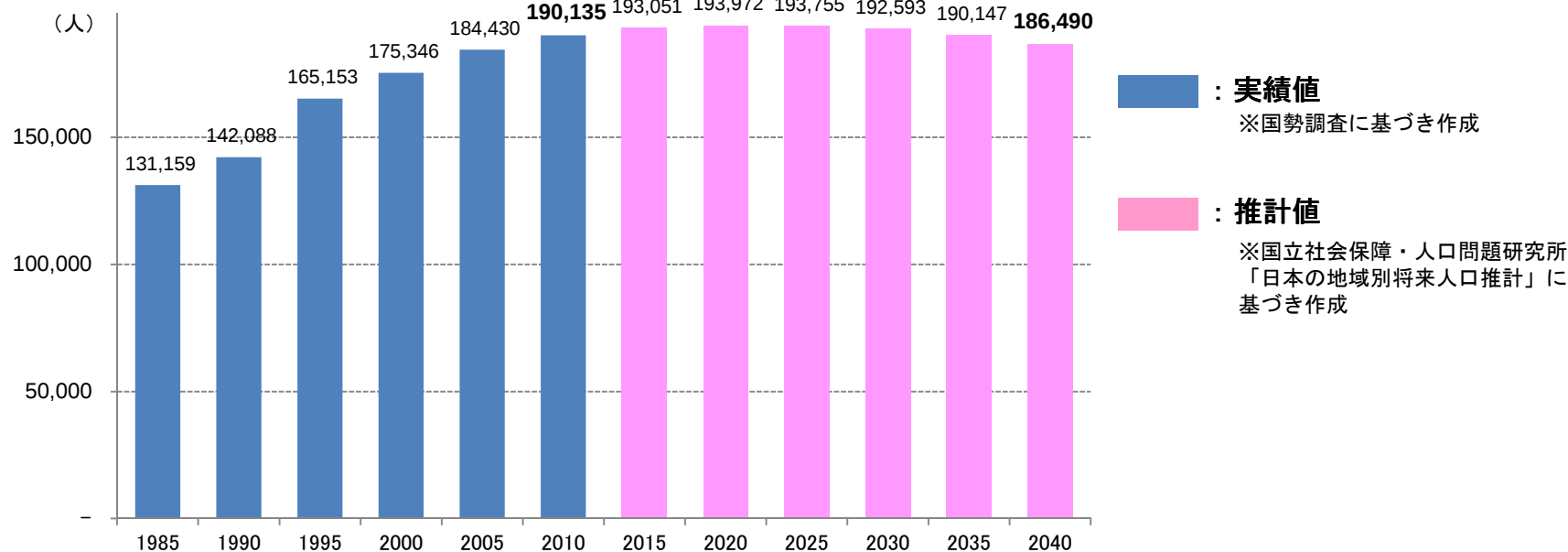
平成26年3月27日

東広島市の現状① 人口推移・推計、転入者数

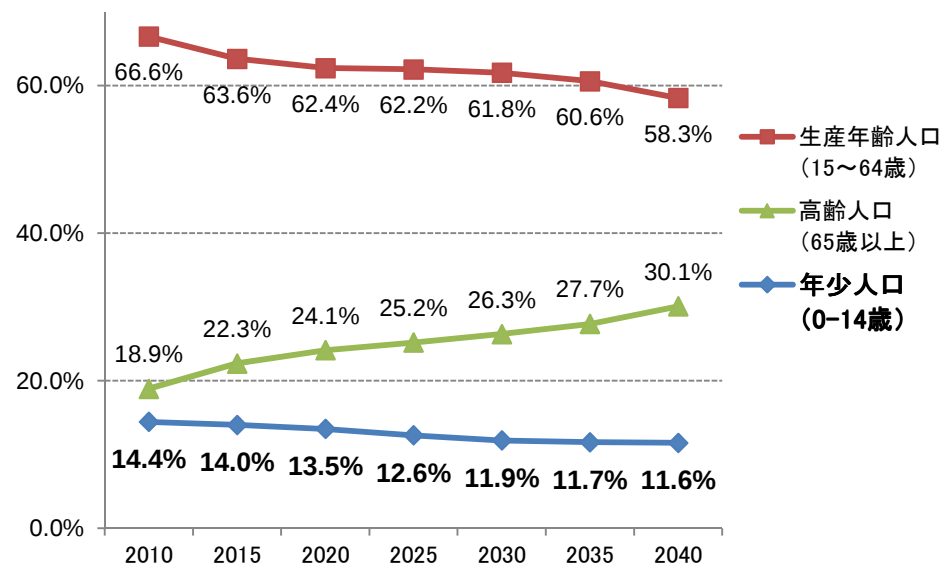
未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



○人口推移・推計



○年齢階層別の人口推計(2010-2040:推計値)



○転入者数(2012:実績値)

順位	市町名	人口	転入者数	(人口に対する割合)
1	広島市	1,181,410	64,788	5.5%
2	福山市	462,114	13,334	2.9%
3	東広島市	190,255	8,027	4.2%
4	呉市	235,073	7,037	3.0%
5	尾道市	142,360	4,118	2.9%

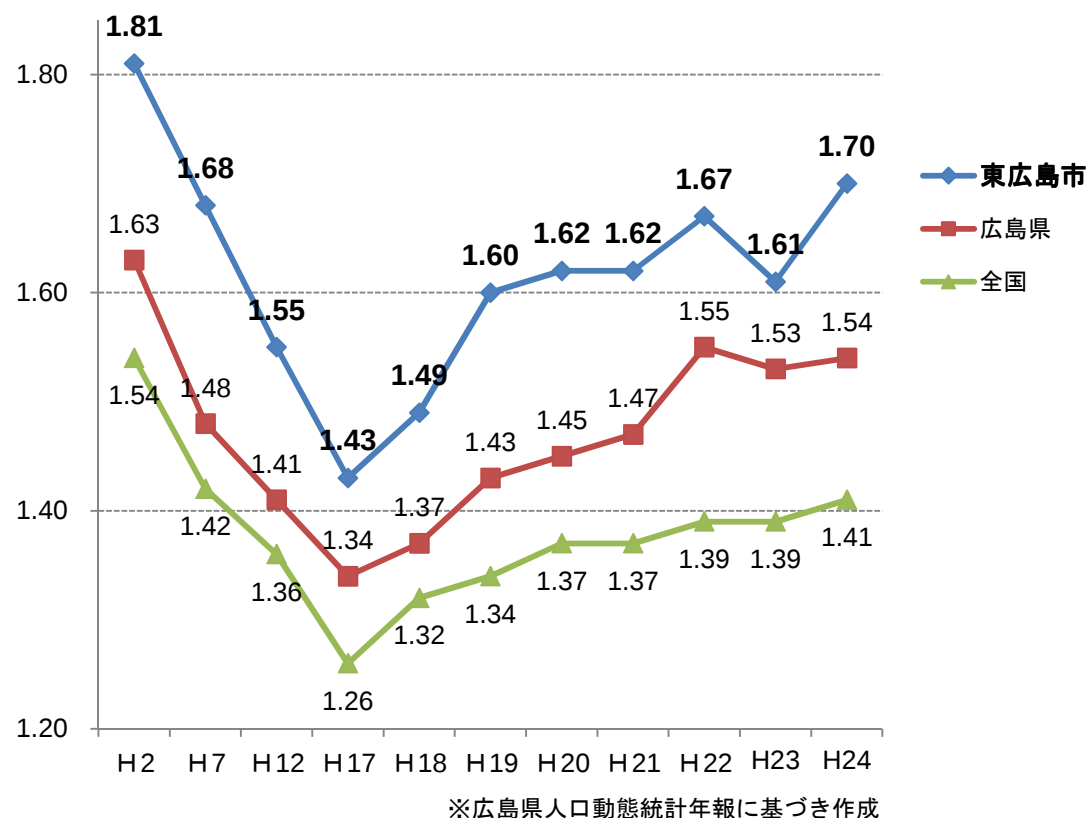
※広島県人口移動統計調査に基づき作成

東広島市の現状② 出生率・出生数、年少人口

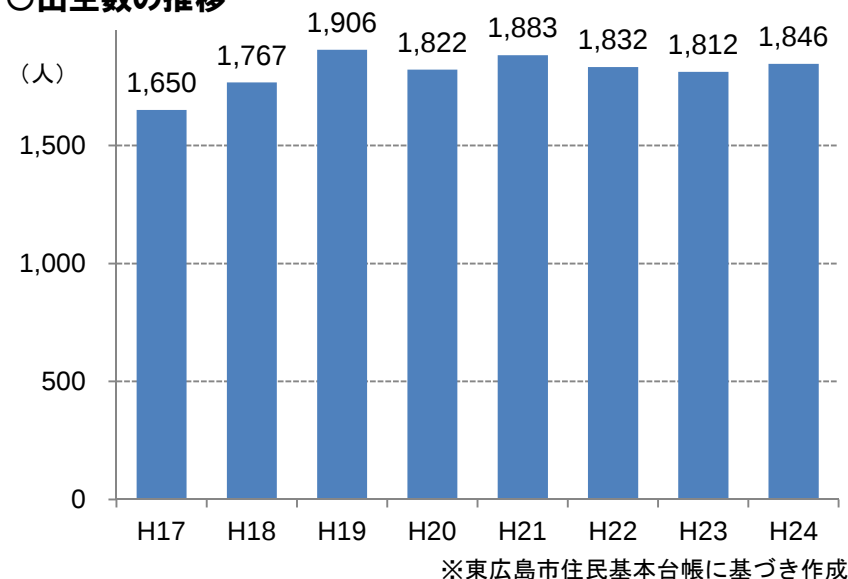
未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



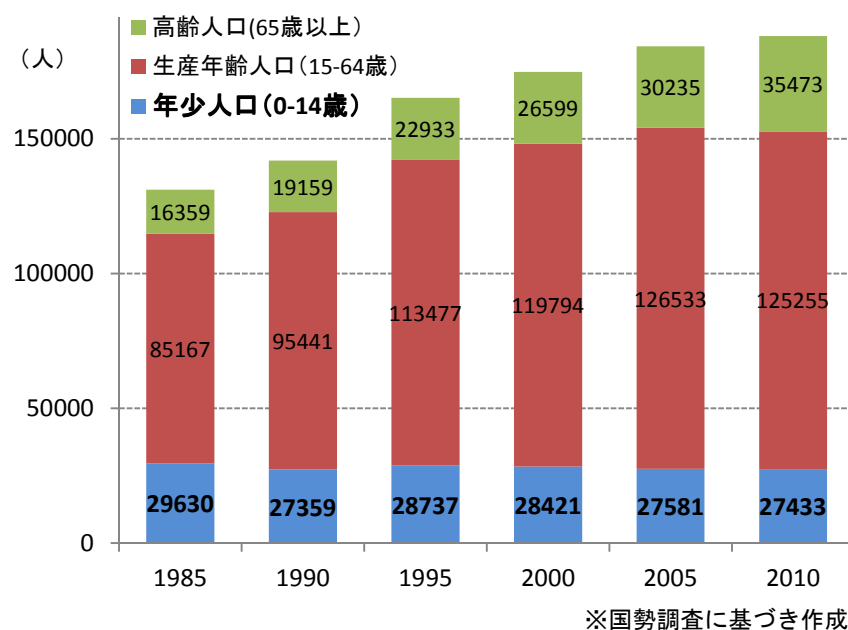
○合計特殊出生率の推移



○出生数の推移



○年少人口(0-14歳)の推移



【合計特殊出生率】：女性一人が一生に産む子供の数（人口を維持するためには2.08が必要）

○算出方法：15歳-49歳の女性の年齢別出生率を合計

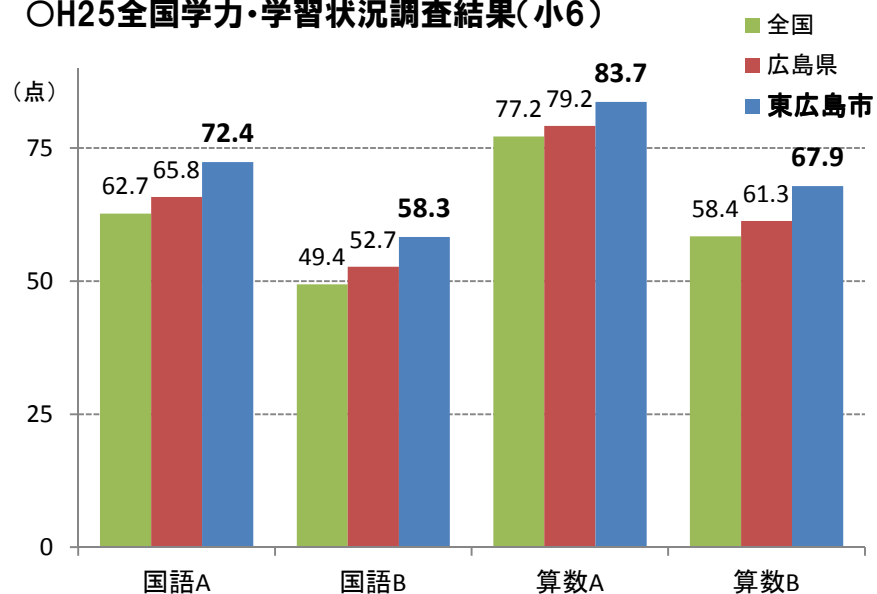
$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{15歳女性の出生児数}}{\text{15歳の女性人口}} + \dots + \frac{\text{49歳女性の出生児数}}{\text{49歳の女性人口}}$$

東広島市の現状③ 子どもの学力・体力

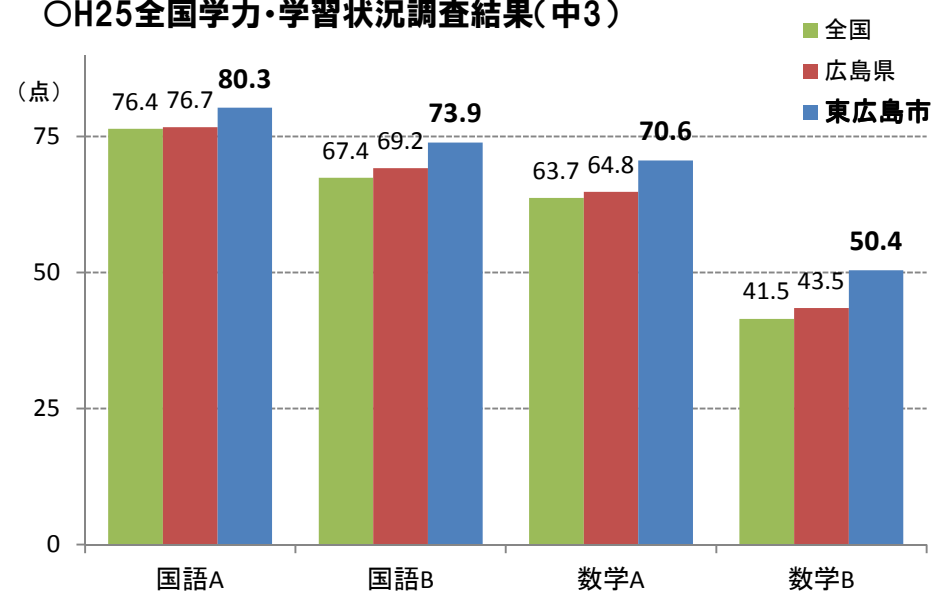
未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



○H25全国学力・学習状況調査結果(小6)

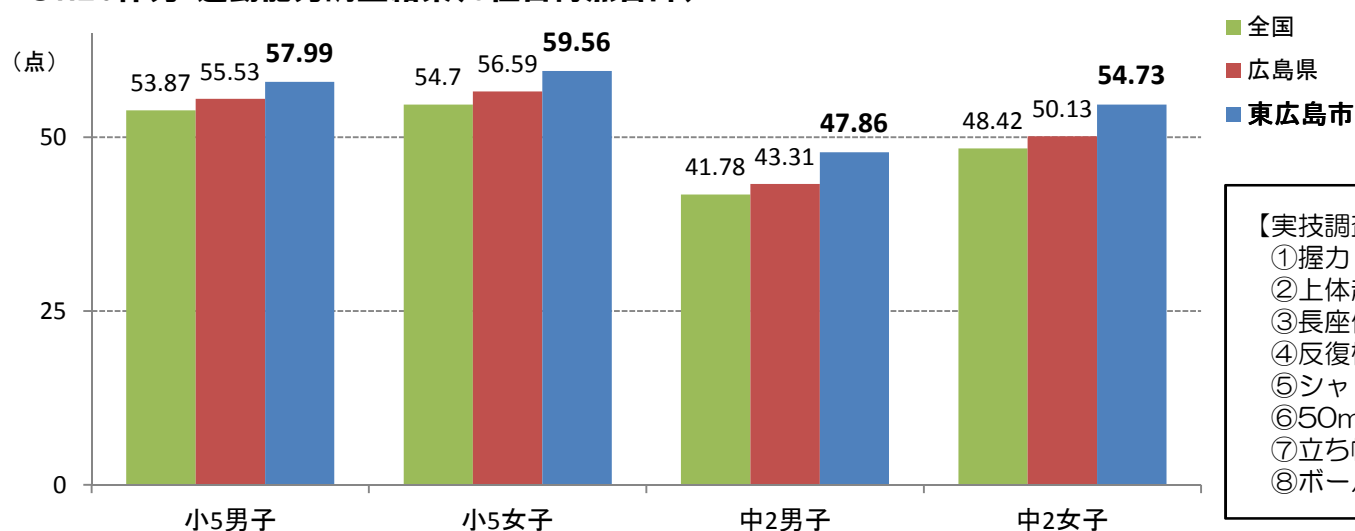


○H25全国学力・学習状況調査結果(中3)



国語A、算数A、数学A：「知識」に関する問題
国語B、算数B、数学B：「活用」に関する問題

○H25体力・運動能力調査結果(8種目得点合計)



【実技調査項目：8種目】

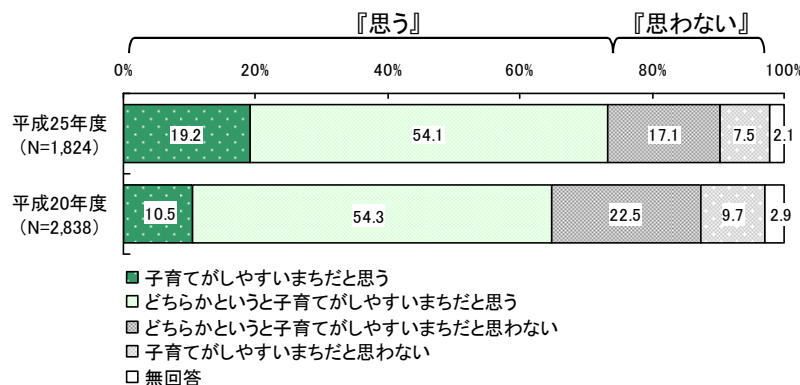
- ①握力
- ②上体起こし
- ③長座体前屈
- ④反復横跳び
- ⑤シャトルラン・持久走
- ⑥50m走
- ⑦立ち幅跳び
- ⑧ボール投げ

子ども・子育てに関するニーズ調査結果①

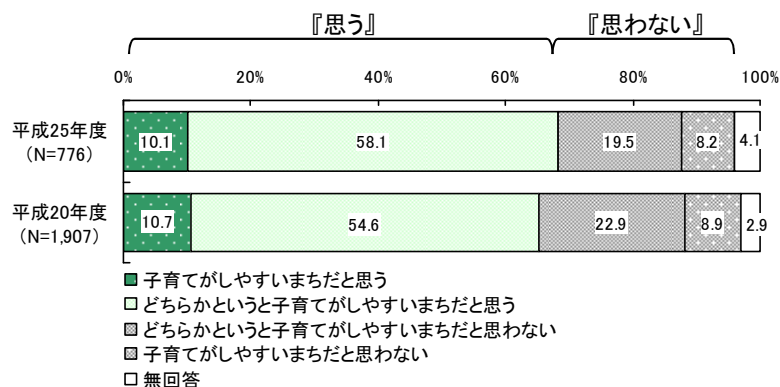
1 子育てのしやすさの評価

- 東広島市が子育てがしやすいまちだと『思う』割合は、就学前児童で73.3%、小学生で68.2%であり、前回調査と比較すると、就学前児童は8.5ポイント上昇している

【就学前児童】



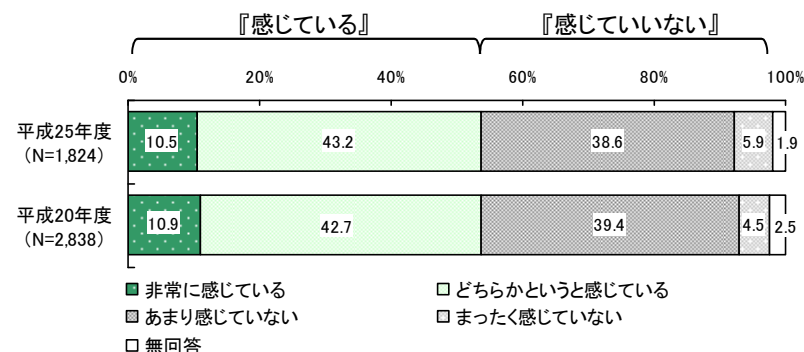
【小学生】



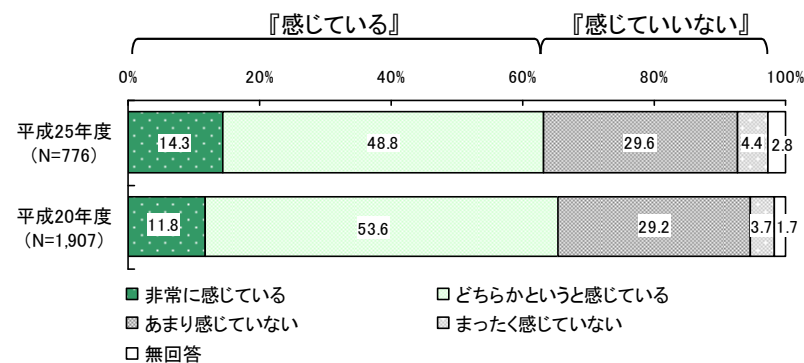
2 地域の支えへの評価

- 自分自身の子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると『感じている』割合は、就学前児童で53.7%、小学生で63.1%であり、前回調査と比較するとほとんど変化はみられない

【就学前児童】



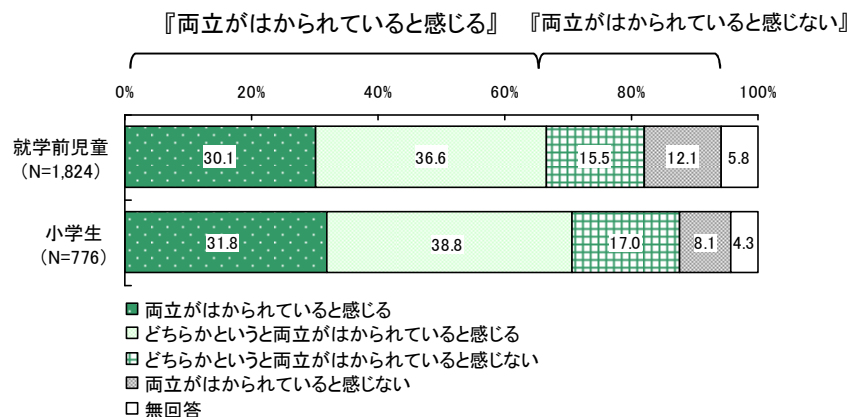
【小学生】



子ども・子育てに関するニーズ調査結果②

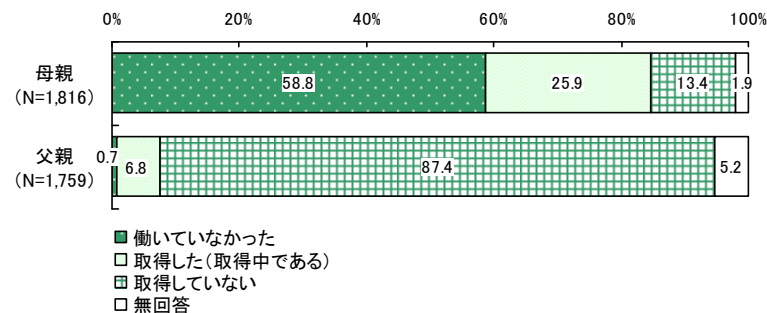
3 仕事と生活の両立がはかられているか

- 『両立がはかられていると感じる』割合は、就学前児童で66.7%、小学生で70.6%



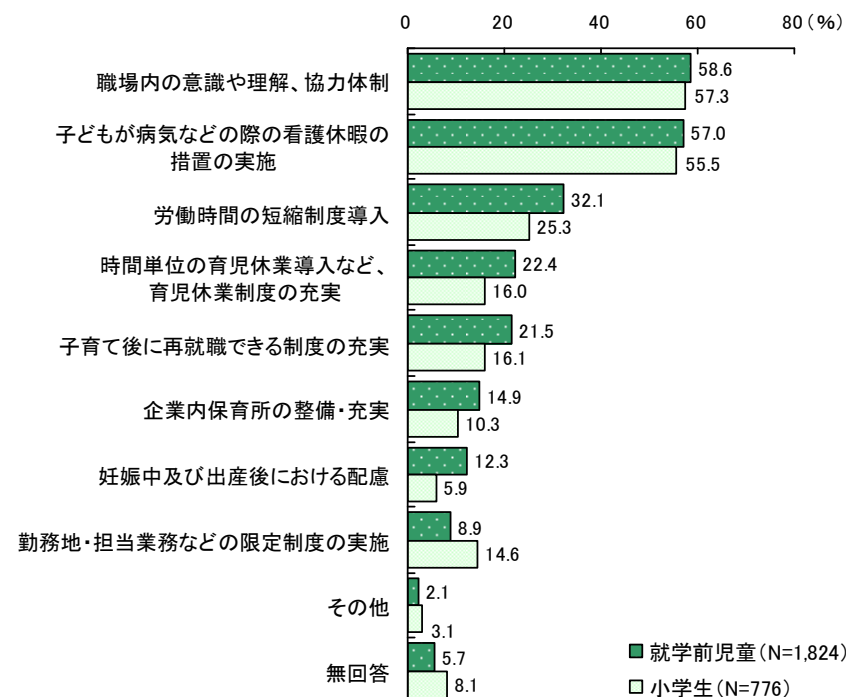
4 育児休業の取得状況(就学前児童)

- 働いている方の中で、育児休業を取得した割合は、母親65.9%、父親7.2%



5 仕事と子育ての両立のために職場に求めること

- 「職場内の意識や理解、協力体制」(就学前児童58.6%、小学生57.3%)、「子どもが病気などの際の看護休暇の措置の実施」(就学前児童57.0%、小学生55.5%)が上位

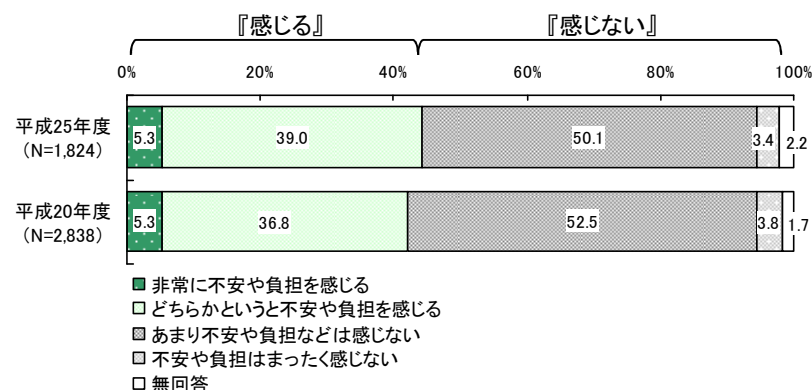


子ども・子育てに関するニーズ調査結果③

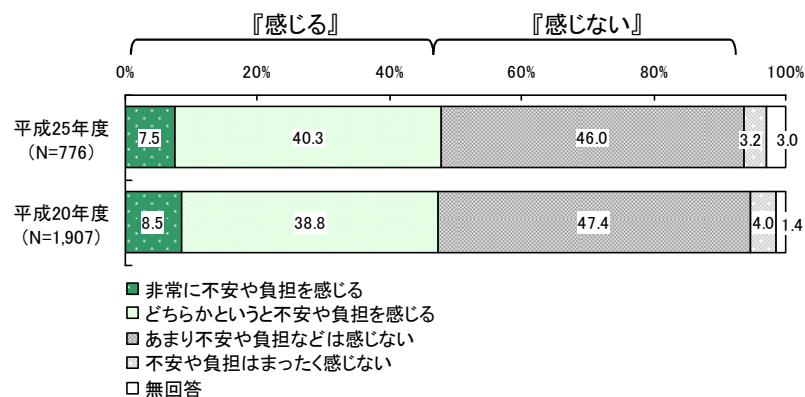
6 子育てに関する不安・負担感

- 子育てに不安や負担を『感じる』割合は、就学前児童で44.3%、小学生で47.8%であり、前回調査と比較すると、ほとんど変化はみられない

【就学前児童】

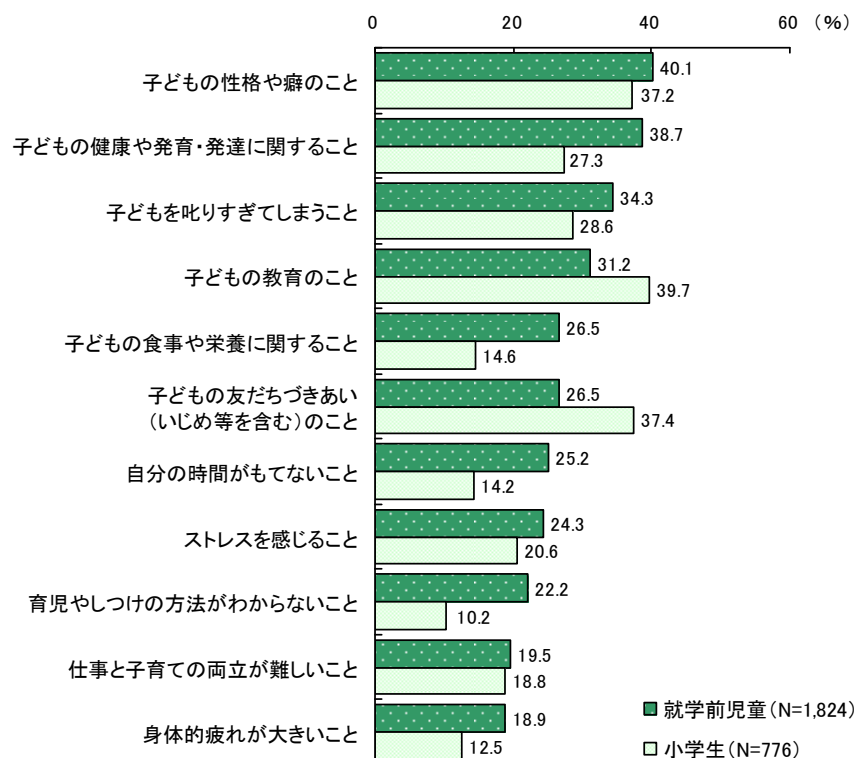


【小学生】



7 子育てに関する悩み(上位)

- 就学前児童では「子どもの性格や癖のこと」、「子どもの健康や発育・発達に関すること」、小学生では「子どもの教育のこと」、「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）のこと」が上位

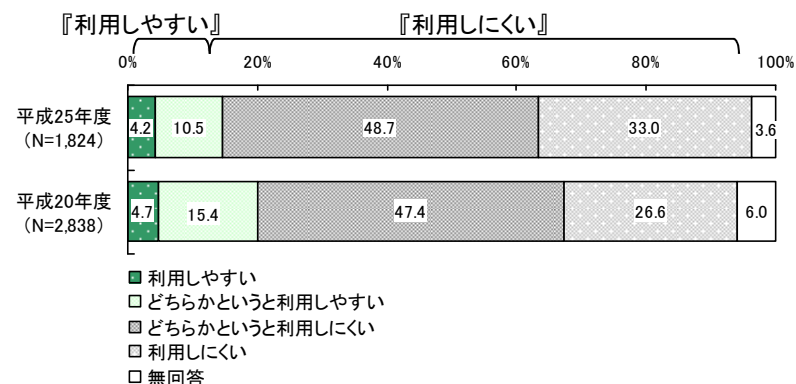


子ども・子育てに関するニーズ調査結果④

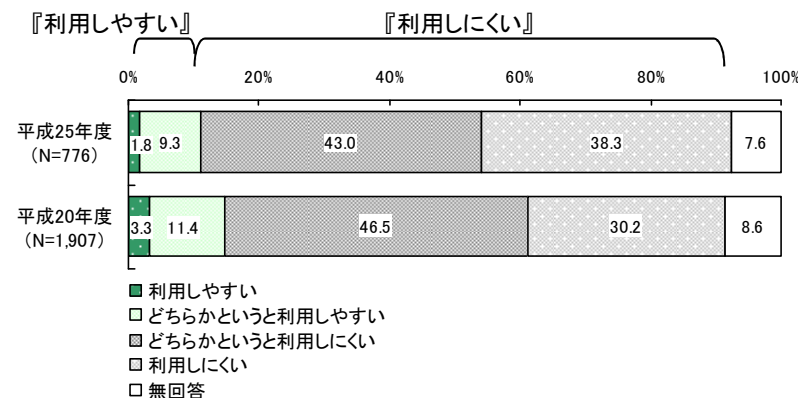
8 相談体制への満足度

- 相談体制について、『利用しやすい』と思う割合は、就学前児童で14.7%、小学生で11.1%であり、前回調査と比較すると、やや低下している

【就学前児童】

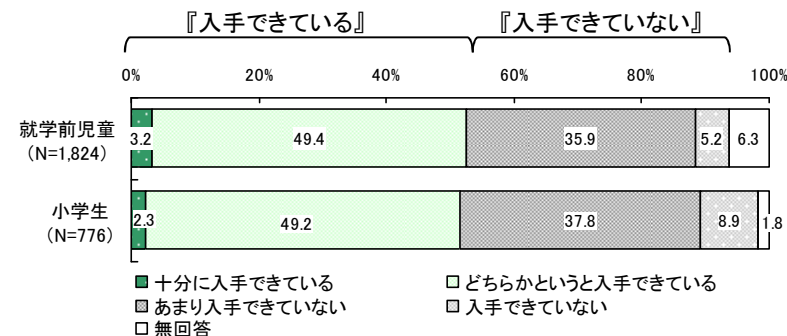


【小学生】



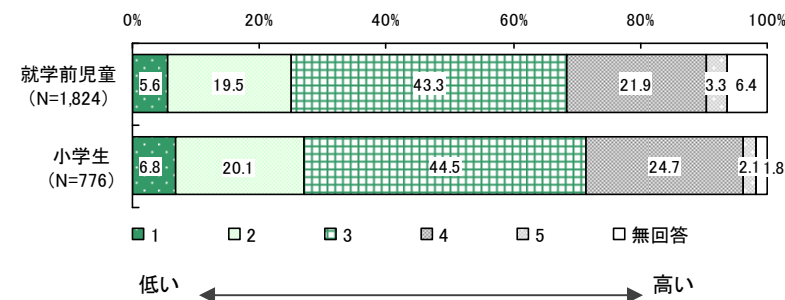
9 情報提供への満足度

- 情報提供について、『入手できている』と思う割合は、就学前児童で52.6%、小学生で51.5%

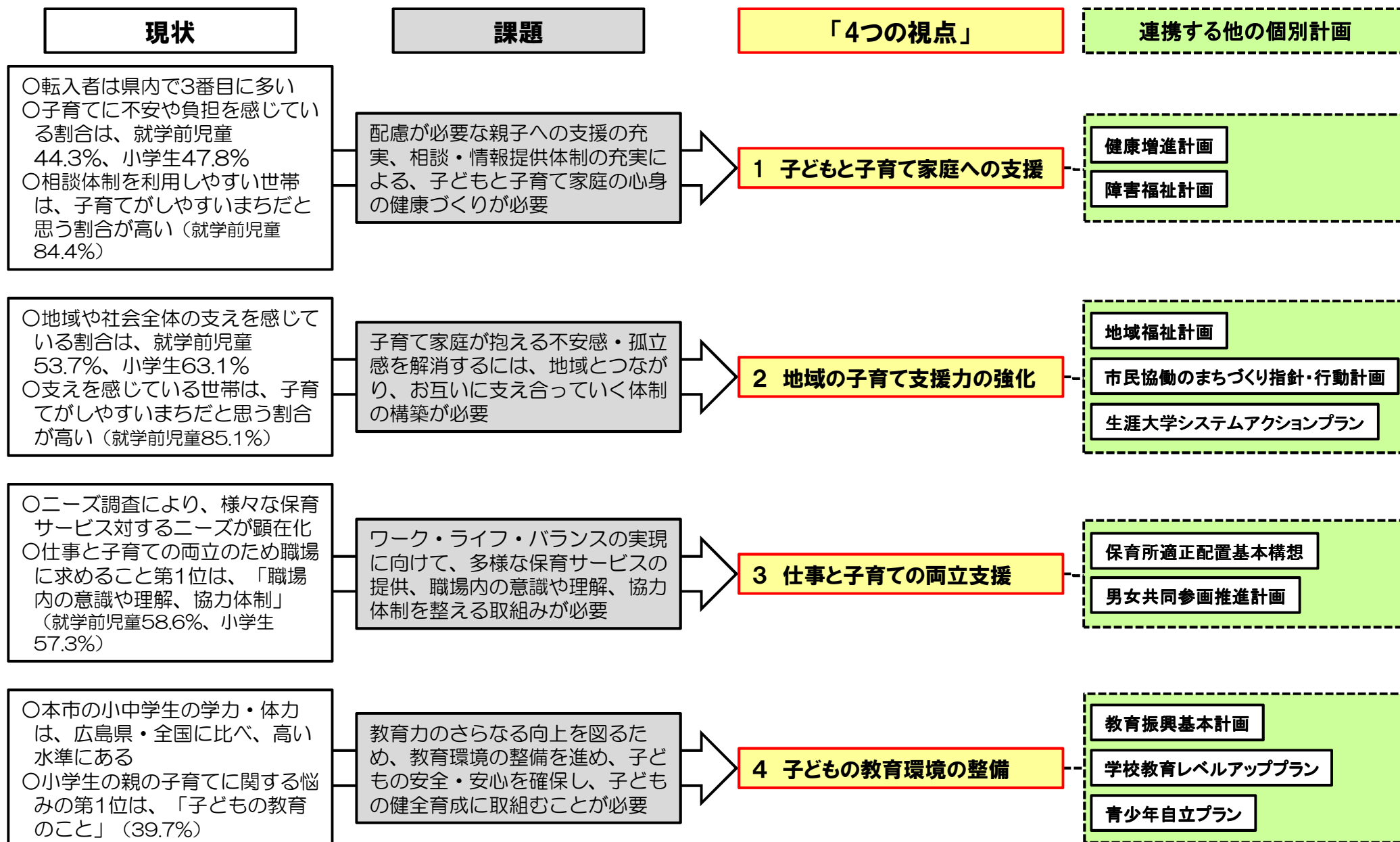


10 子育て環境や支援への満足度

- 満足度が高い割合（「5」+「4」）は、就学前児童で25.2%、小学生で26.8%



現状と課題から導く「4つの視点」



「子ども・子育て支援事業計画」の骨子(案)

未来にはばたく国際学術研究都市を目指して

「子ども・子育て支援事業計画」の構成

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の状況、国・県の動向
- 3 計画の位置付け
「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画
「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく計画
- 4 計画の期間 平成27年度～平成31年度（5か年）
- 5 策定の方法

第2章 次世代育成支援行動計画の評価

- 1 子育て環境の総合的な評価
- 2 基本目標ごとの評価
- 3 目標事業量の達成状況

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の体系

第4章 基本施策と取組み（次世代育成支援行動計画を内包）

- 1 子どもと子育て家庭への支援
- 2 地域の子育て支援力の強化
- 3 仕事と子育ての両立支援
- 4 子どもの教育環境の整備

第5章 「量の見込み」と確保方策

- 1 提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

第6章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 地域一体となった取組みの推進

【基本理念】つなげる つなげる 育ちあいのまちづくり

～すべての親に子育て支援を すべての市民が子育て支援者に そして元気なまちづくり～
（次世代育成支援行動計画から継承）

【基本目標】

1 子どもと子育て 家庭への支援

- (1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
（妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、
健診事後教室、救急医療の充実、児童手当、等）
- (2) ひとり親家庭の自立支援の充実
- (3) 障害のある子どもへの支援の充実
- (4) 相談・情報提供体制の充実

2 地域の子育て支 援力の強化

- (1) 地域における子育て支援の充実
（地域子育て支援センター、児童館的機能の充実、
子育てサークル・サロン、ファミサポ、等）
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 子育てにやさしい市民協働のまちづくり

3 仕事と子育ての 両立支援

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス
- (3) 女性の（再）就職支援
- (4) 若い世代の自立支援

4 子どもの教育環 境の整備

- (1) 幼児教育の充実、保幼小連携の推進
- (2) 教育力のさらなる向上
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 子どもの安心・安全の確保

【具体的な取組み】

(参考1)「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけ

未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【法律】

次世代育成支援対策推進法(厚生労働省)

(目的) 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること

(基本理念) 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(10年間延長)

- ・事業主行動計画の取組みを継続
- ・市町村計画は任意化

子ども・子育て支援法(内閣府)

(目的) 一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること

(基本理念) 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。



【計画】

次世代育成支援行動計画

前期計画(H17-H21)

○次世代育成支援対策推進法
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

後期計画(H22-H26)

子ども・子育て支援事業計画

(内包)

○子ども・子育て支援法
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画
「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく計画

(参考2)「次世代育成支援行動計画」の基本施策との対応

未来にはばたく国際学術研究都市を目指して

